第 3 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

出席部会委員 1太田義政・2田中康章・3田村明・4東海光政

5 村澤 藤次・8 喜多 義幸・9 片岡 正春・10 牧野 礼吉

11 清水 喜代己・12 海野 要・13 内藤 正敏・19 草深 みつよ

21 坂野 大徹·23 川邊 千秋

以上 14名

欠 席 委 員

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第1農地部会長 太田 義政

事 務 局 職 員 藤井事務局長・竹田主査

総 合 支 所 河芸:後藤副主幹 美里:倉田主事補

安濃:横井担当副主幹 芸濃:清水主査

香良洲:中山担当主幹

議事録署名者 4東海光政・23川邊千秋

事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理取消願について (所有権移転)

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(使用貸借)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)

- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(賃貸借権)
- 議案第7号 非農地証明願について
- 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画 の決定について(別冊)

議 事 の 大 要

議 長 それでは第3回第1農地部会を開催させていただきます。

本日の欠席はございません。出席委員は14名です。

それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。

4番 東海 光政委員、23番 川邊 千秋委員です。

よろしくお願いします。

まず初めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から第 5号まで、事務局から一括して報告をお願いします。

事務局 議案書の1ページから3ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から15で、合計件数は15件、合計面積は58,426㎡で、その内訳は田が57,481㎡、畑が945㎡でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。

4ページから10ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。

番号1から13で、合計件数は13件、合計面積は74,603.57 mで、その内訳は田が58,796m、畑が15,744m、登記簿地目が山林及び宅地とあるものを他としまして63.57mでございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性が ありますので、届出人に対して指導しております。

11ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理取消願

について (所有権移転)、でございます。

番号1 太陽光発電施設用地とすることを目的に、令和元年12月26日付けで受理を受けたものになりますが、譲り受ける事業者に変更が生じたため、取消しを願い出たものになります。

なお、当事案は、次の報告第4号、番号1に記載のありますとおり、後 日改めて届出がなされ、2月18日付けで受理されております。

以上、件数は1件、面積は畑で、396㎡でございます。

12ページから13ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)、でございます。

番号1、太陽光発電施設用地 番号2、資材置場用地

番号3、一般個人住宅用地 番号4、宅地造成用地

番号5、一般個人住宅用地 番号6、物置用地

番号7、太陽光発電施設用地 番号8、駐車場用地

番号9から番号11、太陽光発電施設用地でございます。

以上、件数は11件、合計面積は11, 885㎡で、その内訳は田が9, 281㎡、畑が2, 604㎡、でございます。

14ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(使用貸借)、でございます。

番号1、番号2、一般個人住宅用地 でございます。

以上、件数は2件、面積は田で、625㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。 よろしくお願いいたします。

議 長 事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくお願いしま す。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移

転)、事務局の説明をお願いします。 15ページをお願いいたします。 事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移 転) でございます。 番号1、地区 新町、受人 、面積 7,111㎡、渡人 面積 1,201㎡、申請地 南河路松山神 、台帳地目・現況地 目とも田、面積 1,073㎡。 これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、渡人から 申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。 番号2、地区 新町、受人 、面積 7,111㎡、渡人 面積 12,908 m²、申請地 南河路結縁寺 、台帳地目・現況 地目とも田、面積 352㎡ 外1筆、合計面積 1,336㎡。 これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する、渡人か ら申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。 番号3、地区 高野尾、受人 _____、面積 17,985㎡、 渡人 、面積 4,273㎡、申請地 高野尾町下り町 、 台帳地目・現況地目とも田、面積 1,360㎡。 これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する、渡人か ら申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。 番号4、地区 豊津、受人 ____、面積 3,086㎡、渡人 面積 2,517㎡、申請地 河芸町一色物書 、台帳地目・現況 地目とも畑、面積 152㎡ 外1筆、合計面積 237㎡。 これにつきましては、受人は、遠方により営農を縮小する、渡人から申 請地を譲り受け、営農を拡大するものです。 なお、当地区の下限面積は、3,000㎡となっております。 番号5、地区 黒田、受人 _____、面積 13,331 m²、 渡人 、面積 6,686㎡、申請地 河芸町北黒田広田 台帳地目・現況地目とも田、面積 806㎡。 これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、渡人から 申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。 番号6、地区 村主、受人 (持分2分の1)、面積 5,9 (持分2分の1)、面積 5,970㎡、申請地 安濃町今徳猿ハミ____、台帳地目・現況地目とも田、面積 3,05

9 ㎡ 外1筆、合計面積 5,970㎡。

これにつきましては、受人は、生前部分贈与により、渡人から申請地を 譲り受けるものです。

番号7、地区 安濃、受人 _____、面積 21,626㎡、渡人 ____、面積 11,986.03㎡、申請地 安濃町内多小ブケ___、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,205㎡ 外3筆、合計面積7,655㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する、渡人からの要望により、申請地を譲り受けるものです。

以上、件数は7件、合計面積は18, 437㎡で、その内訳は田が18, 285㎡、畑が152㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、 下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当 しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、2 地区 新町。

川邊委員 23番 川邊です。1番3月9日に地元推進委員、事務局と現地を見ました。問題ないということで、よろしくお願いします。

議長番号3、地区高野尾。

田中委員 2番 田中です。6日に地元推進委員と現地確認をしました。問題ない ということで、14日に、高野尾の農振協議会があり、そこでも問題ない ということでよろしくお願いします。

議 長 番号4、地区 豊津、番号5、地区 黒田。

喜多委員 8番 喜多です。地元推進委員と現地を確認しました。問題なしということです。黒田は地元推進委員と回りました。問題なしということで、事務局の説明どおりです。

よろしくお願いします。

議	長	番号6、地区 村主。
内藤委	員	13番 内藤です。3月6日に地元推進委員とともに現地を確認しました。何も問題ございません。よろしくお願いします。
議	長	番号7、地区 安濃。
海野委	員	12番 海野です。3月6日に地元推進委員と現地確認しました。問題ないということでした。よろしくお願いします。
議	長	番号1から番号7について、地元委員から、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委	員	<一同 異議なし>
議	長	それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定 いたします。
議	長	次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)事務局の説明をお願いします。
事 務	局	16ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)でございます。
		番号1、地区 雲出、借人 株式会社 代表取締役、面積 201,557㎡、貸人、面積 4,992.11㎡、申請地 雲出長常町コンベ、台帳地目・現況地目とも田、面積 657㎡ 外3筆、合計面積 2,937㎡。 これにつきましては、借人は、高齢化による労力不足のため、貸人から申請地を借り受け、営農を拡大するものです。
		番号2、地区 雲出、借人 株式会社 代表取締役、面積 201,557㎡、貸人、面積 1,872.75㎡、申請地 雲出長常町茶ノ木原、台帳地目・現況地目とも田、面積568㎡ 外2筆、合計面積 594.75㎡。

これにつきましては、借人は、労力不足のため営農を縮小する、貸人から申請地を借り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は2件、面積は田で、3,531.75㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、 下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当 しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、2、地区 雲出。
- 村澤委員 5番 村澤です。地元推進委員と現地確認しました。別に何の問題もないということでした。よろしくお願いします。
- 議長 番号1、番号2について、地元委員から、異議のない旨の発言がありました。

部会委員 <一同 異議なし>

- 議 長 それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可することに決定 いたします。
- 議 長 次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (所有権移転)事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 17ページをお願いいたします。

皆さんいかがでしょうか。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)でございます。

番号1、地区 白塚、受人 _____、渡人 ____、申請地 白塚町南永定 ____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 222㎡。これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を ____の、自動車置場用地とするものです。

始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。	
番号2、地区 白塚、受人、渡人、申請地 白塚	町
南永定、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 129㎡。	
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を	
の、自動車置場用地とするものです。	
始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです	- 0
農地区分は、第2種農地と判断されます。	
番号3、地区 櫛形、受人 株式会社 代表取締	締
役、渡人、申請地 分部赤坂、台帳地目	•
現況地目とも田、面積 452㎡。	
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地をご	太
陽光発電施設用地とするものです。	
パネル設置面積は、354.24㎡、パネルの設置率は、転用面積の	7
8. 4%になります。	
農地区分は、第2種農地と判断されます。	
番号4、地区 櫛形、受人 株式会社 代表取締	締
役、渡人、申請地 分部五反田、台帳地目	•
現況地目とも田、面積 1,952㎡。	
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地をご	太
陽光発電施設用地とするものです。	
パネル設置面積は、924.96㎡、パネルの設置率は、転用面積の	4
7. 4%になります。	
農地区分は、第2種農地と判断されます。	
番号5、地区 雲出、受人 株式会社 代表取締	締
役、渡人、申請地 雲出本郷町西添、台	帳
地目・現況地目とも田、面積 1,011 m ² 。	
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を	太
陽光発電施設用地とするものです。	
パネル設置面積は、483.84㎡、パネルの設置率は、転用面積の	4
7.9%になります。	
農地区分は、第2種農地と判断されます。	
番号6、地区 雲林院、受人 株式会社 代表取締	
役、渡人、申請地 芸濃町中縄仲小路、	台

帳地目・現況地目とも田、面積 535㎡ 外2筆、合計面積 2,20 3㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネルの設置面積は558.72㎡、申請地が不整形地であることに加え、雨水を排水するため、場内の一番低い部分に水を溜めるスペースを作ることなど、パネル設置率は転用面積の25.4%となる旨の理由書が添付され、対象地に対し、それぞれパネル・管理用通路・フェンス等を配置し、概ね太陽光発電施設用地として使用する内容であることが確認できます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

	番号7、	地区	雲林院、	受人	株式会社		代表取締
役		_、渡人		、申請」	也 芸濃町	中縄仲小路_	、台
帳均	也目・現況	2地目と	も畑、面積	94	5 m^2_{\circ}		

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、 $372.48 \, \text{m}^2$ 、パネルの設置率は、不整形地であることから、転用面積の $39.4 \, \text{%になります}$ 。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 河内、受人 _____、渡人 ____、申請地 芸濃町河内北畑____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 59㎡ 外1筆、合計面積 316㎡。

これにつきましては、申請地の隣接地に居住する受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を自己の駐車場と倉庫兼薪乾燥場用地とするものです。

なお、999番1に関しては、過去に転用許可を取得し、許可内容どおり駐車場として転用しましたが、登記地目変更を失念していたために、このたび所有権移転をする必要が生じたことにより、当申請に及んだ旨の始末書が添付されています。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 安濃、受人 ____、渡人 ___、申請地 安濃 町内多皆廣 、台帳地目・現況地目とも畑、面積 42㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は9件、合計面積は7,272㎡、このうち田が5,806㎡、畑で1,466㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しない ため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、2、地区 白塚。

田村委員 3番 田村です。3月6日に地元推進委員と現地確認をいたしました。 事務局説明どおりで問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長番号3、4、地区櫛形。

東海委員 4番 東海です。3月6日に事務局、川邊委員、地元推進委員と私で現 地確認しました。何ら問題はございませんでした。よろしくお願いいたし ます。

議長番号5、地区雲出。

村澤委員 5番 村澤です。3月6日に会長、部会長、地元推進委員と現地を見ま した。別に何の問題もありませんので、よろしくお願いします。

議長番号6、7、地区雲林院。

片岡委員 9番 片岡です。3月6日に、事務局、会長、部会長立会いの下、現場を確認しました。地元推進委員も同行し、問題ないということでした。7番も地元推進委員と事務局と現場を確認いたしました。何の問題もありませんでした。

議 長 8番、地区 河内もよろしいですか。

片岡委員 9番 片岡です。8番についても3月6日に委員2名、地元推進委員、 事務局と確認しました。問題ないということでした。よろしくお願いいた します。

議長番号9、地区安濃。

海野委員 12番 海野です。3月6日に地元推進委員、農業委員、事務局と現地 確認を行い、何ら問題ないとのことでした。

議長 ありがとうございました。これを見ますと、太陽光がどんどん出てまいります。年度末であり、年度明けにもかなりあるという気がします。 番号1から番号9について、地元委員から、異議のない旨の発言がありました。

皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決 定いたします。

議 長 次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (賃貸借権)事務局の説明をお願いします。

事務局 18ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)でございます。

番号1、地区 明、借人 _____ 株式会社 代表取締役 ____、 貸人 ____、申請地 芸濃町林上垣内____、台帳地目・現況地目 とも畑、面積 231㎡ 外2筆、合計面積 1,286㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、639.10㎡、パネルの設置率は、転用面積の49.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は1,286㎡、このうち田が851㎡、畑で435㎡でございます。

この案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

	以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 明。
牧野委員	10番 牧野です。6日に事務局、会長、部会長、地元農業委員、地元推進委員と現地を確認させていただきました。事務局説明どおりで何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	番号1について、地元委員から、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議	それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決 定いたします。
議 長	次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (使用貸借)事務局の説明をお願いします。
事 務 局	19ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用 貸借)でございます。
	番号1、地区 白塚、借人、貸人、申請地 白塚町境、台帳地目・現況地目とも畑、面積 779㎡ 外2筆、合計面積 1,061㎡。 これにつきましては、借人は、父である貸人との間に20年間の使用貸借を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、486.72㎡、パネルの設置率は、転用面積の45.9%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。
	番号2、地区 藤水、借人 有限会社 代表取締役、 貸人、申請地 垂水足田、台帳地目・現況地目とも畑、 面積 715㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に約1年間の使用貸借を設定し、申請地を資材置場、一時転用とするものです。

農地区分は、農用地区域内農地でございますが、不許可の例外に当たります、一時転用でございますので、妥当なものであると判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は1,776㎡、このうち田が139㎡、畑で1,637㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しない ため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 白塚。

田村委員 3番 田村です。3月6日に会長、部会長、地元推進委員、事務局とで 現地確認を行いました。特に問題なく、事務局説明どおりですのでよろし くお願いします。

議 長 番号2、地区 藤水。

村澤委員 5番 村澤です。3月6日、地元推進委員と現地確認いたしました。何の問題もないということでした。よろしくお願いします。

議 長 番号1、番号2について、地元委員から、異議のない旨の発言がありました。

皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決 定いたします。

議 長 次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願(賃貸借 権)について事務局の説明をお願いします。 事務局 20ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(賃 賃借権) でございます。

番号1、地区 黒田、借人 ____、貸人 ___、申請地 河芸 町南黒田河戸 、台帳地目・現況地目とも田、面積 738㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするため、令和元年9月18日に許可を得たものになりますが、隣接土地所有者より、改めて異議の申し出があったため、取消しを願い出たものになります。

以上、件数は1件、面積は田で、738㎡でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 黒田。

喜多委員 8番 喜多です。事務局の説明のあったとおりでございますので、よろ しくお願いいたします。

川邊委員 23番 川邊です。せっかくの許可が下りたのに、なぜ、隣人からどう いうことで異議があったのですか。参考のためお聞きしたい。

事 務 局 当初、隣接地にも事業の内容を説明したうえで申請があり、許可もされたのですが、施工に関して、工事によって起きる支障について説明しに行った時、やっぱり横に太陽光が来ると困る、と言われたので、業者が自ら引かれたようです。

川邊委員 23番 川邊です。やはり、これから地域で十分話合いをしないと、困ると思います。わかりました。ありがとう。

議 長 地元委員からは、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第6号については、承認をすることに決 定いたします。

議 長 次に議案第7号 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局 21ページをお願いいたします。

議案第7号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 大里、願出者 ____、申請地 大里睦合町多為____、 台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 264㎡。

これにつきましては、平成31年度固定資産税課税明細書により、昭和47年に居宅が建築されていることが確認できます。

申請地が農地以外の用に供され20年以上が経過し、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 大里、願出者 (受遺者兼遺言執行者) _____、申請地 大里窪田町西鳶 ____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 5 2 2 ㎡。

これにつきましては、平成31年度固定資産税課税明細書により、昭和44年に居宅が建築されていることが確認できます。

申請地が農地以外の用に供され20年以上が経過し、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は2件、面積は畑で、786㎡でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、2、地区 大里。

草深委員 19番 草深です。3月6日に事務局、田中委員と私とで現地確認させていただきました。2番も同じ地区なのですが、確認させていただきました。よろしくお願いします。

議 長 番号1、番号2について、地元委員からは、異議のない旨の発言がありました。

皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第7号については、証明することに決定 いたします。

議長次に別冊でお配りしました、議案第8号農業経営基盤強化促進法第1 8条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利 用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で93,661㎡、畑の賃貸借、使用貸借で5,735㎡、契約件数は30件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で49,147.53 m^2 、畑の使用貸借で2,774.3 m^2 、契約件数は25件でございます。 安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で41,415 m^2 、畑の使用貸借で152 m^2 、契約件数は16件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借のみで29,689. 1 m²、契約件数は6件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借のみで5,222㎡、 契約件数は3件でございます。

香良洲地区につきましては、田の賃貸借のみで 2 , 5 1 4 m 、契約件数は 3 件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて221,648.63㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて8,661.3㎡、合計契約件数は83件、合計面積は230,309.93㎡となっております。

議長事務局の説明が終わりました。

始めに、農業委員会等に関する法律、第31条の議事参与の制限に該当 する案件について、ご審議をお願いします。

まず、整理番号22、ほか4件についてです。

委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この5件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございました。 入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号76、ほか4件についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この5件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございました。

入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号71についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

ありがとうございました。 議 長 入室してください。 < 入 室 > 議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお 願いします。皆さんいかがでしょうか。 部会委員 <一同 異議なし> それでは議案第8号について、すべて適正であると認め、市長に進達す 長 議 ることにいたします。 以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。 以上で第3回第1農地部会を終了いたします。 午前10時35分 上記は、第3回第1農地部会の議事を録したものである。 令和2年3月16日 議事録署名者

議事録署名者